

新たな外国人材受入れに係る制度説明会の開催について

昨年12月14日に公布された出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（以下「改正入管法」という。）が、本年4月1日に施行されます。

つきましては、これら新しい外国人材の受入れに関する制度等に関し、下記のとおり説明会を開催いたしますので、御案内いたします。

記

1 日時

平成31年2月20日（水）13時30分～16時30分

2 場所

高知会館 2階「白鳳」（高知市本町5-6-42）

3 説明会に御参加いただける方【参加費：無料】

- (1) 在留資格「特定技能」による受入れを希望される高知県内所在の企業・団体・個人の方
- (2) 改正入管法に規定する登録支援機関となることを希望される高知県内所在の企業・団体・個人の方
- (3) 高知県及び同県内の地方公共団体の職員の方

4 説明会スケジュール

- (1) 13:30～14:30 新たな在留資格「特定技能」について 【法務省】
- (2) 14:30～15:30 分野別個別説明 【業所管省庁】
- (3) 15:30～16:30 分野別個別説明に関する質疑応答 【業所管省庁】

※分野別個別説明の出席省庁は調整中

5 お申込み方法【定員：200名】

参加を希望される方は、別紙申込書にご記入のうえ、高知県雇用労働政策課までFAX又はメールによりお申込みください。なお、申込み数が定員に達した場合には、受付を締め切らせていただきます。

【送付先】FAX：088-823-9277 電子メール：151301@ken.pref.kochi.lg.jp

【申し込み締め切り】2月18日（月）

6 その他

分野別個別説明の出席省庁については、決まり次第高知県雇用労働政策課ホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151301/>）でお知らせします。

お申込み・問い合わせ
高知県雇用労働政策課 担当：弘末
TEL：088-823-9762